



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定（村づくり計画課） 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課） 1
- 事業の認定（用地課） 1
- 都市計画事業の変更の認可（道路街路課） 3
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定（宮古土木事務所） 3
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定（八重山土木事務所） 4

公 告

- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・4件（都市計画・モノレール課） 4
- 開発行為に関する工事の完了・3件（建築指導課） 5
- 開発行為に関する工事の完了・13件（中部土木事務所） 6
- 開発行為に関する工事の完了・12件（南部土木事務所） 9

告 示

沖縄県告示第515号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、竹富町与那良原地区県営農地整備事業に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年12月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和2年12月23日から令和3年1月26日まで
- 3 縦覧に供する場所 竹富町役場
- 4 その他 この告示に係る換地計画（以下「換地計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。
また、換地計画の決定については、上記の審査請求のほか、換地計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第516号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、知念加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

令和2年12月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第517号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定

をした。

令和2年12月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 起業者の名称 与那原町
- 2 事業の種類 親川拝所整備事業
- 3 起業地

- (1) 収用の部分 沖縄県与那原町字与那原新島原地内
- (2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

親川拝所整備事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である与那原町が事業主体となつて、起業地内に存する文化財である親川拝所の復元、広場の整備及びコミュニティ施設の建設をする事業である。これらの施設は、地方公共団体が設置する公共の用に供する施設であることから、法第3条第32号に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

起業者は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、本件事業の実施に必要な財政措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

与那原町は沖縄本島南部の東海岸に位置し、陸上及び海上交通の要衝として栄えた歴史があり、同町の新島地区及び中島地区は、古くから市街地が形成されていた。現在の両地区は、店舗及び住宅が密集し、地区内の道路は幅員が狭く通行の規制がなされている状況であり、公園等の緑地がほとんどなく、その整備が課題となっている。

また、与那原町には、与那原町指定有形文化財の御殿山、親川及び三津武嶽を始め多くの文化財があるが、その周知が十分ではないこと、観光関連施設の整備の遅れ等から、同町是那覇空港から近い位置にあるにもかかわらず、同町を訪れる観光客は、多くない状況にある。

本件事業は、このような状況に対応するため、第5次与那原町総合計画に基づき計画されたもので、与那原町指定有形文化財の親川を戦前の昭和初期頃の姿に復元するとともに、史跡交流広場、クムイ跡広場、ふれあい広場及び親川についての資料館としての機能を持つコミュニティ施設を整備する事業である。

本件事業の施行により、住宅地等が密集する市街地に緑地及びコミュニティ施設が整備され、住環境の向上が図られるとともに、復元した与那原町指定有形文化財の親川及びクムイ跡その他史跡の保護並びにこれらの文化財の周知による地域の伝統文化の継承及び誘客の促進が見込まれている。

よって、本件事業の施行により得られる公共の利益が相当程度存することが認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地1,656.26平方メートルのうち、親川拝所の所在する753.66平方メートルは、起業者の所有地であることから、当該部分について失われる利益はない。他方、民有地の902.60平方メートルは、主に住宅地であることから、事業の施行によって私的な経済的利益の一部が失われる。ただし、起業地は都市計画法（昭和43年法律第100号）の商業地域となっており、本件事業用地としての利用は、商業地域の用途制限に適合することから、事業の施行前後で同法による土地利用上の問題は、見受けられない。

加えて、起業地は、与那原町指定有形文化財の親川の所在の場所又はその隣接地であることから、与那原町文化財保護条例（昭和58年与那原町条例第2号）により、与那原町教育委員会は、当該文化財の保護と他の公益との調整に留意するものとされており、工事中に新たに文化財等が発見された場合には、起業者は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び同条例を遵守し、速やかに適切な措置を講ずることとしている。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地は、文化財保護法及び与那原町文化財保護条例により土地利用上の制限があ

る。与那原町指定有形文化財の所在の場所及びその隣接地に、当該文化財の保護等を目的とする公共の用に供する施設を整備し、もって当該土地を有効に利用することを目的として選定されたものである。

以上アからウのとおり、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越することが認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、第5次与那原町総合計画実施計画において、令和2年度中に用地買収することとされていること、新島区民から本件事業の早期の施行について要望があること等から、早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全ての土地が本件事業の用に半永久的に供されるものであること並びに文化財保護法及び与那原町文化財保護条例に基づき起業者が文化財の保護を目的に土地利用上の制限をしていることから、収用とすることに合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件を全て満たしているので、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

与那原町教育委員会生涯学習振興課（与那原町コミュニティーセンター2階）

沖縄県告示第518号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成24年沖縄県告示第568号で認可した名護都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和2年12月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 名護市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 名護都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・名15号北農線及び3・4・名22号安田根川線
- 3 事業施行期間 平成24年11月30日から令和4年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

沖縄県告示第519号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

令和2年12月22日

沖縄県宮古土木事務所長 金 城 盛 康

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和2年11月12日

- 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字久貝ムイ原894番3、894番4、896番9及び896番14
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 62.13メートル
 - (2) 幅員 4.03メートル

沖縄県告示第520号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県八重山土木事務所において閲覧に供する。

令和2年12月22日

沖縄県八重山土木事務所長 上 原 正 也

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和2年11月9日
- 3 指定に係る道路の位置 石垣市字新川川花411番2
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 54.36メートル
 - (2) 幅員 6.00メートル

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、うるま市から送付のあった中部広域都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年12月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 3・6・具1号平良川2区線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、うるま市から送付のあった中部広域都市計画公園の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年12月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 2・2・具10号米原公園
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、うるま市から送付のあった中部広域都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年12月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 3・6・具4号大田豊原線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画下水道の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年12月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 那覇市公共下水道
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年12月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年9月6日 沖縄県指令土第651号、令和2年1月28日 沖縄県指令土第31号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字国吉東原846番1の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大阪市西淀川区御幣島6丁目15番30号 神谷佳弘
- 5 検査済証番号 令和2年12月1日 第4694号
- 6 工事完了年月日 令和2年11月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年12月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年5月9日 沖縄県指令土第373号、令和2年7月31日 沖縄県指令土第447号（変更）、令和2年10月9日 沖縄県指令土第614号（変更）、令和2年11月24日 沖縄県指令土第702号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宮古島市平良字下里真久底2421番1ほか2筆並びに平良字下里地盛22番2及び2236番5のそれぞれの一部並びに2226番3（1工区）
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 防火水槽
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市首里山川町1丁目68番地ファイブテラス1階 株式会社日建ハウジング 代表取締役 眞保榮秀一
- 5 検査済証番号 令和2年12月7日 第4695号
- 6 工事完了年月日 令和2年11月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年12月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年6月1日 沖縄県指令土第466号、令和2年11月18日 沖縄県指令土第699号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 恩納村字仲泊安幸地原1055番1及び1055番2ほか2筆のそれぞれの一部
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 消防の用に供する貯水施設
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）

- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市牧志2丁目16番8号 サンフロンティア沖縄株式会社
代表取締役 堀口智顕
- 5 検査済証番号 令和2年12月7日 第4696号
- 6 工事完了年月日 令和2年11月19日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年12月22日

沖縄県中部土木事務所長 謝 花 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年2月3日 沖縄県指令中土第342号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字奥間奥間原126番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字奥間85番地 山城興淳
- 5 検査済証番号 令和2年9月3日 C第472号
- 6 工事完了年月日 令和2年8月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年12月22日

沖縄県中部土木事務所長 謝 花 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年5月10日 沖縄県指令中土第1290号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字当間前原796番11
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字南上原610番地 T i a m o 302号 屋比久尚幸、中城村字南上原610番地 T i a m o 302号 屋比久千佳
- 5 検査済証番号 令和2年9月8日 C第473号
- 6 工事完了年月日 令和2年8月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年12月22日

沖縄県中部土木事務所長 謝 花 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年9月11日 沖縄県指令中土第1393号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字幸地南良775番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字棚原216番地（H A P I M I T S U m 1 401号） 與那嶺正
- 5 検査済証番号 令和2年9月14日 C第474号
- 6 工事完了年月日 令和2年8月26日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年12月22日

沖縄県中部土木事務所長 謝 花 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年12月19日 沖縄県指令中土第1495号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字安里西原271番

- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 沖縄市登川二丁目35番3号屋宜アパート1-D 玉城孝
- 5 検査済証番号 令和2年9月17日 C第475号
- 6 工事完了年月日 令和2年9月9日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年12月22日

沖縄県中部土木事務所長 謝 花 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年9月18日 沖縄県指令中土第1420号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字泊前原411番ほか3筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市喜友名一丁目6番2-203号プレシヤス喜友名 石井岳士
- 5 検査済証番号 令和2年9月24日 C第476号
- 6 工事完了年月日 令和2年9月23日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年12月22日

沖縄県中部土木事務所長 謝 花 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年11月6日 沖縄県指令中土第1445号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字大城東原448番地3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北中城村字喜舎場86番地5 OACIS VIEW喜舎場105 仲村洋
- 5 検査済証番号 令和2年9月28日 C第478号
- 6 工事完了年月日 令和2年9月14日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年12月22日

沖縄県中部土木事務所長 謝 花 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年6月18日 沖縄県指令中土第1333号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字呉屋西門155番8及び155番10の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都杉並区西荻南二丁目8番10号ヴィータ西荻窪301 比嘉由紀子
- 5 検査済証番号 令和2年10月1日 C第479号
- 6 工事完了年月日 令和2年9月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年12月22日

沖縄県中部土木事務所長 謝 花 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年4月13日 沖縄県指令中土第828号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字翁長東43番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市西原二丁目23番16号丸盛アパート201 宜野座康幸
- 5 検査済証番号 令和2年10月20日 C第480号
- 6 工事完了年月日 令和2年10月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年12月22日

沖縄県中部土木事務所長 謝 花 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年7月12日 沖縄県指令中土第1354号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字幸地幸地135番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市西原六丁目1番5-205号Yシャルマン 嶺井さやか
- 5 検査済証番号 令和2年11月10日 C第481号
- 6 工事完了年月日 令和2年10月26日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年12月22日

沖縄県中部土木事務所長 謝 花 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年3月30日 沖縄県指令中土第811号、令和2年11月12日 沖縄県指令中土第983号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宜野湾市宜野湾三丁目21番1ほか2筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 日本マクドナルド株式会社 代表取締役 サラ・エル・カサノバ
- 5 検査済証番号 令和2年11月17日 C第482号
- 6 工事完了年月日 令和2年11月2日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年12月22日

沖縄県中部土木事務所長 謝 花 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年4月17日 沖縄県指令中土第837号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字北浜湊川原345番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字北浜85番地 仲松康
- 5 検査済証番号 令和2年11月17日 C第483号
- 6 工事完了年月日 令和2年11月9日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年12月22日

沖縄県中部土木事務所長 謝 花 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年4月20日 沖縄県指令中土第841号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字呉屋呉屋24番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字呉屋108番地（サンライズ球陽102号） 瑞慶山良則、西原町字呉屋108番地（サンライズ球陽102号） 瑞慶山清華
- 5 検査済証番号 令和2年11月24日 C第484号
- 6 工事完了年月日 令和2年11月14日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年12月22日

沖縄県中部土木事務所長 謝 花 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年6月9日 沖縄県指令中土第858号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 浦添市港川二丁目238番2ほか3筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市港町3丁目4番18号 株式会社沖縄ファミリーマート 代表取締役 野崎真人、大阪府泉大津市なぎさ町6番1号 株式会社平和ダイニング 代表取締役 横堤俊人
- 5 検査済証番号 令和2年11月26日 C第485号
- 6 工事完了年月日 令和2年11月19日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年12月22日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 斉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年10月8日 沖縄県指令南土第446号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字外間外間原24番9及び24番11
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字新川11番地1 オアシスヒルトップ102 垣花竜之介、南風原町字新川11番地1 オアシスヒルトップ102 垣花明日架
- 5 検査済証番号 令和2年9月23日 N第1098号
- 6 工事完了年月日 令和2年8月21日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年12月22日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 斉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年9月19日 沖縄県指令南土第408号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根甘桃原387番3及び388番8並びに388番5の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字宜保一丁目6番地9 S T C L A R T E 402 今村篤吏
- 5 検査済証番号 令和2年9月28日 N第1099号
- 6 工事完了年月日 令和2年9月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年12月22日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年7月13日 沖縄県指令南土第705号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字北波平前原716番1ほか2筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字阿波根596番地の1デル・ブラッツ2-B 寺脇雄三
- 5 検査済証番号 令和2年9月29日 N第1100号
- 6 工事完了年月日 令和2年9月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年12月22日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年11月18日 沖縄県指令南土第484号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字瀬長舟無小原117番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市具志3丁目12番17号カナエマンション502 有間商事株式会社 代表取締役 江蘇文
- 5 検査済証番号 令和2年10月2日 N第1101号
- 6 工事完了年月日 令和2年9月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年12月22日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成31年3月20日 沖縄県指令南土第131号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字東風平前原780番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字東風平11番地喜屋武アパート205号 野原春栄
- 5 検査済証番号 令和2年10月12日 N第1102号
- 6 工事完了年月日 令和2年9月29日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年12月22日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年11月12日 沖縄県指令南土第491号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字志多伯東原401番7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字志多伯413番地 神谷章太、那覇市古波蔵3丁目5番43-707号 神谷愛
- 5 検査済証番号 令和2年10月13日 N第1103号
- 6 工事完了年月日 令和2年9月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年12月22日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年1月31日 沖縄県指令南土第40号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字大里名利川原1750番12
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字津嘉山1656番地1 オリーブファーストB201 玉城香純
- 5 検査済証番号 令和2年10月14日 N第1104号
- 6 工事完了年月日 令和2年9月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年12月22日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年11月13日 沖縄県指令南土第468号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字外間外間原24番15
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字津嘉山1652番地3 B C ガーデンパレス I 201 崎浜朋樹
- 5 検査済証番号 令和2年10月14日 N第1105号
- 6 工事完了年月日 令和2年10月2日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年12月22日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年7月8日 沖縄県指令南土第332号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字与座大川原455番7及び455番8
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字与座455番地の2 新城安茂
- 5 検査済証番号 令和2年10月19日 N第1106号
- 6 工事完了年月日 令和2年10月7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年12月22日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年5月7日 沖縄県指令南土第237号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字大里大里原225番2の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字大里268番地 山城慎也
- 5 検査済証番号 令和2年10月27日 N第1107号
- 6 工事完了年月日 令和2年10月12日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年12月22日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年1月22日 沖縄県指令南土第19号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満字座波当原289番5及び290番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市宜保二丁目1番地6福マンション206号 喜屋武夏樹、
豊見城市宜保二丁目1番地6福マンション206号 喜屋武えりな
- 5 検査済証番号 令和2年10月28日 N第1108号
- 6 工事完了年月日 令和2年10月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年12月22日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年2月4日 沖縄県指令南土第45号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字武富後原340番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字渡橋名68番地T O - M E I 303号室 大城裕介、豊見
城市字渡橋名68番地T O - M E I 303号室 大城加奈江
- 5 検査済証番号 令和2年10月28日 N第1109号
- 6 工事完了年月日 令和2年10月19日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)
---	--